

物 的 要 件		
業種	機 械 器 具	設 備
建築物清掃業（1号）	(1) 真空掃除機 (2) 床みがき機	
建築物空気環境測定業 （2号） 注1	(1) 浮遊粉じん測定器 (2) 酸化炭素測定器 (3) 二酸化炭素測定器 (4) 温度計 (5) 湿度計 (6) 風速計 (7) 空気環境測定に必要な器具 (測定器固定用スタンド)	
建築物空気調和用ダクト 清掃業（3号）	(1) 電気ドリル (2) シャー又はニブラ (3) 内視鏡(写真撮影可能なもの) (4) 電子天びん又は化学天びん (1mg以上の分解能を有するもの) (5) コンプレッサー (6) 集じん機 (7) 真空掃除機	
建築物飲料水水質検査業 （4号）	(1) 高圧蒸気滅菌器 (2) 乾熱滅菌器 (3) 乾燥器 (4) ふ卵器 (5) フレームレス-原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (6) 光電分光光度計又は光電光度計 (7) ガスクロマトグラフ (8) 蒸留装置 (9) 還流冷却装置 (10) 電子天びん又は化学天びん	水質検査を適確 に行うことので きる検査室

<p>建築物飲料水貯水槽清掃業(5号)</p>	<p>(1) 揚水ポンプ (2) 高圧洗浄機 (3) 残水処理機 (4) 換気ファン (5) 防水型照明器具 (6) 色度計 (7) 濁度計 (8) 残留塩素測定器 (上記は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものでなければならぬ。)</p>	<p>機械器具を適切に保管できる専用の保管庫</p>
<p>建築物排水管清掃業(6号)</p>	<p>(1) 内視鏡 (写真撮影可能でケーブルの長さが 15m程度以上のもの) (2) 高圧洗浄機 (3) 高圧ホース (4) 洗浄ノズル (5) ワイヤ式管清掃機 (6) 空圧式管清掃機 (7) 排水ポンプ (上記は、排水管の清掃に専用のものでなければならぬ。)</p>	<p>機械器具を適切に保管できる専用の保管庫</p>
<p>建築物ねずみ昆虫等防除業(7号)</p>	<p>(1) 照明器具 (2) 調査用トラップ (3) 実体顕微鏡 (4) 毒じ皿 (5) 毒じ箱 (6) 捕そ器 (7) 噴霧器 (8) 散粉機 (9) 真空掃除機 (10) 防毒マスク (11) 消火器</p>	<p>機械器具薬剤等を適切に保管できる専用の保管庫</p>

<p>建築物環境衛生総合管理 業(8号) 注2</p>	<p>(1) 真空掃除機 (2) 床みがき機 (3) 浮遊粉じん測定器 (4) 酸化炭素測定器 (5) 二酸化炭素測定器 (6) 温度計 (7) 湿度計 (8) 風速計 (9) 空気環境測定に必要な器具(測定器固定用スタンド) (10) 残留塩素測定器</p>	
<p>注1 (1)～(6)は、規則第3条の2第1項第1号の表の各号の下欄に掲げる測定器((2)～(6)はこれと同等以上の性能を有する測定器を含む。)であること。 注2 (3)～(8)は 注1と同様</p>		